

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	11	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法施行規則	根拠条項	65	許認可等の内容	技能検定試験の免除	
(試験の免除) 第六十五条						
概要を記載しており、全文ではありません。						
次の表のとおり技能検定試験についてそれぞれ免除を受けることができる。						
免除の対象者		免除される職種及び等級		範囲	備考	
1級の技能検定に合格した者		同一検定職種の1級、2級、3級、基礎1級又は基礎2級		学科試験の全部		
2級の技能検定に合格した者		同一検定職種の2級、3級、基礎1級又は基礎2級		学科試験の全部		
3級の技能検定に合格した者		同一検定職種の3級、基礎1級又は基礎2級		学科試験の全部		
基礎1級の技能検定に合格した者		同一検定職種の基礎1級又は基礎2級		学科試験の全部		
基礎2級の技能検定に合格した者		同一検定職種の基礎2級		学科試験の全部		
単一等級の技能検定に合格した者		同一検定職種		学科試験の全部		
特級の技能検定の実技試験に合格した者		同一検定職種の特級		実技試験の全部	合格した実技試験の日の翌日から5年を経過した日の属する年の翌年の3月31日まで	
1級の技能検定の実技試験に合格した者		同一検定職種の1級、2級、3級、基礎1級又は基礎2級		実技試験の全部	試験科目を選択する場合には、合格したときの試験科目を選択すること(*)	

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	11	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	65	許認可等の内容	技能検定試験の免除	
免除の対象者		免除される職種及び等級		範囲	備考	
2級の技能検定の実技試験に合格した者		同一検定職種の2級、3級、基礎1級又は基礎2級		実技試験の全部	(*)と同じ	
3級の技能検定の実技試験に合格した者		同一検定職種の3級、基礎1級又は基礎2級		実技試験の全部	(*)と同じ	
基礎1級の技能検定の実技試験に合格した者		同一検定職種の基礎1級又は基礎2級		実技試験の全部		
基礎2級の技能検定の実技試験に合格した者		同一検定職種の基礎2級		実技試験の全部		
単一等級の技能検定の実技試験に合格した者		同一検定職種		実技試験の全部	(*)と同じ	
特級の技能検定の学科試験に合格した者		同一検定職種の特級		学科試験の全部	合格した学科試験の日の翌日から5年を経過した日の属する年の翌年の3月31日まで	
1級の技能検定の学科試験に合格した者		同一検定職種の1級、2級、3級、基礎1級又は基礎2級		学科試験の全部	(*)と同じ	
2級の技能検定の学科試験に合格した者		同一検定職種の2級、3級、基礎1級又は基礎2級		学科試験の全部	(*)と同じ	
3級の技能検定の学科試験に合格した者		同一検定職種の3級、基礎1級又は基礎2級		学科試験の全部	(*)と同じ	
基礎1級の技能検定の学科試験に合格した者		同一検定職種の基礎1級又は基礎2級		学科試験の全部		
基礎2級の技能検定の学科試験に合格した者		同一検定職種の基礎2級		学科試験の全部		
単一等級の技能検定の学科試験に合格した者		同一検定職種の単一等級		学科試験の全部	(*)と同じ	
職業訓練指導員試験に合格した者又は職業訓練指導員免許を受けた者		相当する検定職種の1級、2級、3級、基礎1級、基礎2級又は単一等級		学科試験の全部		
建築士法による1級建築士試験に合格した者又は1級建築士の免許を受けた者		建築大工及びブロック建築の1級又は2級並びに枠組壁建築の単一等級		学科試験の全部		

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	11	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	65	許認可等の内容	技能検定試験の免除
免除の対象者		免除される職種及び等級		範囲	備考
建築士法による2級建築士試験に合格した者又は2級建築士の免許を受けた者		建築大工及びブロック建築の1級又は2級並びに枠組壁建築の単一等級		学科試験の全部	
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者		建築大工の1級又は2級及び枠組壁建築の単一等級		学科試験の全部	
応用課程の高度職業訓練における技能照査の合格後、5年以上の実務経験を有する者		相当する検定職種の特級		学科試験の全部	
応用課程の高度職業訓練における技能照査の合格後、3年以上の実務経験を有する者		相当する検定職種の1級		学科試験の全部	
製菓衛生師法による製菓衛生師試験に合格した者		菓子製造の1級及び2級		学科試験のうち食品一般及び菓子一般	
専門課程の高度職業訓練における技能照査の合格後、5年以上の実務経験を有する者		相当する検定職種の1級		学科試験の全部	
専門課程の高度職業訓練における技能照査の合格後、3年(特定職種では1年)以上の実務経験を有する者		相当する検定職種の単一等級		学科試験の全部	特定職種とは、電子回路接続及び産業洗浄をいう。(**)
普通課程の普通職業訓練における技能照査の合格後、4年(特定職種では2年)以上の実務経験を有する者		相当する検定職種の単一等級		学科試験の全部	(**)と同じ
技能照査に合格した者		相当する検定職種の2級、3級、基礎1級又は基礎2級		学科試験の全部	

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	11	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	65	許認可等の内容	技能検定試験の免除
免除の対象者		免除される職種及び等級		範囲	備考
1 級技能士コースにおける修了時試験の合格者で、当該訓練を修了したもの		相当する検定職種の1 級又は2 級		学科試験の全部	
2 級技能士コースにおける修了時試験の合格者で、当該訓練を修了したもの		相当する検定職種の2 級		学科試験の全部	
単一等級技能士コースにおける修了時試験の合格者で、当該訓練を修了したもの		相当する検定職種		学科試験の全部	
国際職業訓練競技大会の予選において技能証の交付を受けた者		相当する検定職種の2 級、3 級、基礎1 級又は基礎2 級		実技試験の全部	予選に参加した日から5 年を経過する日の属する年の翌年の3 月31 日まで
全国心体障害者技能競技大会の実技部門において技能証の交付を受けた者		相当する検定職種の2 級、3 級、基礎1 級又は基礎2 級		実技試験の全部	大会の実技部門に参加した日から5 年を経過する日の属する年の翌年の3 月31 日まで
全国心体障害者技能競技大会の学科部門において技能証の交付を受けた者		相当する検定職種の2 級、3 級、基礎1 級又は基礎2 級		学科試験の全部	大会の学科部門に参加した日から5 年を経過する日の属する年の翌年の3 月31 日まで
中央技能検定委員又は都道府県技能検定委員の職にあった期間が2 年以上である者		同一検定職種の1 級、2 級、3 級、基礎1 級又は基礎2 級		実技試験の全部	
中央技能検定委員、都道府県技能検定委員又は指定事業主団体技能検定委員の職にあった期間が2 年以上である者		同一検定職種の単一等級		実技試験の全部	

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	11	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	65	許認可等の内容	技能検定試験の免除	
免除の対象者		免除される職種及び等級		範囲	備考	
中央技能検定委員の職にあった期間が2年以上である者		同一検定職種の1級、2級、3級、基礎1級、基礎2級又は単一等級		学科試験の全部		
東京商工会議所が行う1級の和裁の技能検定に合格した者		和裁職種の1級又は2級		実技試験の全部		
東京商工会議所が行う2級の和裁の技能検定に合格した者		和裁職種の2級		実技試験の全部		